

## 立山町老朽住宅所在地に係る固定資産税の減免に関する要綱

### (目的)

第1条 町長は、老朽住宅認定基準（平成26年3月1日立税第111号。以下「認定基準」という。）第5条により住宅用地特例の適用を除外された土地が、この要綱に定める要件に該当する場合は、立山町税条例（昭和29年立山町条例第37号。以下「条例」という。）第71条第1項第4号の規定に基づき、当該土地に係る固定資産税の減免を行う。

### (対象)

第2条 減免は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地に係る固定資産税について行う。

- (1) 老朽住宅（認定基準第2条第2号に規定する老朽住宅をいう。以下同じ。）が、認定基準第3条の規定により認定された日（以下「認定日」という。）の翌日から起算して1年以内に滅失又は改修（以下「滅失等」という。）された場合における当該老朽住宅の敷地の用に供されていた土地（以下「老朽住宅所在地」という。）であること。
- (2) 認定日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の老朽住宅所在地の固定資産税について、住宅用地特例（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例をいう。以下同じ。）の適用を受けたものであること。
- (3) 老朽住宅所在地が、当該老朽住宅が滅失等した年の翌年の1月1日において、家屋の敷地の用に供されている土地以外の土地であること。
- (4) 第4条の期間において、老朽住宅所在地の滅失年度に係る賦課期日における当該土地の所有者（登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている所有者をいう。）が、引き続き所有しているものであること。

### (減免額の算定)

第3条 減免額は、第2条に該当する土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

### (減免の期間)

第4条 減免は、認定基準第5条により住宅用地特例の適用が除外される年度及びその翌年度とする。

(減免の申請等)

第5条 減免を受けようとする者は、条例第71条第2項の規定により町長に申請書を提出するものとする。

2 前項による申請をしようとする者は、第2条に該当する土地であることを証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

3 減免を受けた者は、当該減免を受けた土地が第2条に該当しないこととなった場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

4 前項の規定により減免が適用されないこととなった場合については、適用されないと認められた日の属する年度をもって減免期間を終了するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月1日から施行する。